

倉庫用建物等の割増償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法48、旧措法48)

		事業年度	・ ・ ・	法人名	
割増償却の種類	1	48条・措令()号() 旧48条第1項()号	48条・措令()号() 旧48条第1項()号	48条・措令()号() 旧48条第1項()号	
事業の種類	2				
証明等の年月日及び番号	3	平 第 号	平 第 号	平 第 号	
対象施設の種類等	4				
対象施設の名称	5				
設置した工場、事業所等の名称	6				
同上の所在地	7				
取得等年月日	8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
事業の用に供した年月日	9	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
取得価額	10	円	円	円	
普通償却限度額	11				
割増償却率	12	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	
割増償却限度額 (11) × (12)	13	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等					
倉庫用建物等	倉庫用建物の床面積	15	m ²	m ²	m ²
	倉庫用建物等の容積	16	m ³	m ³	m ³
	設備又は施設の設置状況	17			
	その他参考となる事項	18			
穀物用口	穀物用サイロの容積	19	m ³	m ³	m ³
	その他参考となる事項	20			

特別償却の付表（二十八）の記載の仕方

- 1 この付表（二十八）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第48条《倉庫用建物等の割増償却》、平成12年改正前の租税特別措置法（以下「平12改正前措置法」といいます。）第48条第1項《倉庫用建物等の割増償却》、平成10年改正前の租税特別措置法（以下「平10改正前措置法」といいます。）第48条第1項《倉庫用建物等の割増償却》、平成8年改正前の租税特別措置法（以下「平8改正前措置法」といいます。）第48条第1項《倉庫用建物等の割増償却》又は平成6年改正前の租税特別措置法（以下「平6改正前措置法」といいます。）第48条第1項第2号《穀物用サイロの割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、倉庫用建物等又は穀物用サイロ（以下「対象施設」といいます。）の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「割増償却の種類1」は、措置法第48条、平12改正前措置法第48条第1項、平10改正前措置法第48条第1項、平8改正前措置法第48条第1項又は平6改正前措置法第48条第1項第2号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、()内には、措置法第48条の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の5第2項各号の該当号等を記載し、平6改正前措置法第48条第1項第2号の規定の適用を受ける場合には、その該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、対象施設を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「証明等の年月日及び番号3」には、対象施設について、運輸大臣又は地方運輸局長（海運監理部長を含みます。）の証明の年月日及び番号を記載します。
- 5 「対象施設の種類等4」には、耐用年数省令別表に基づき、対象施設の種類、構造、細目等を記載します。
- 6 「対象施設の名称5」には、対象施設に該当する資産の名称を記載します。

- 7 「割増償却率12」の分子には、対象施設の取得等の時期及び措置法第48条、平12改正前措置法第48条、平10改正前措置法第48条、平8改正前措置法第48条又は平6改正前措置法第48条（平成6年の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第15条第16項及び第17項を含みます。）の規定の区分に応じ、その割増償却率を記載します。
- 8 「償却・準備金方式の区分14」は、その対象施設につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「倉庫用建物等」の各欄は、次によります。
 - イ 「倉庫用建物の床面積15」には、措置法令第29条の5第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロの倉庫用建物の床面積を記載します。
 - ロ 「倉庫用建物等の容積16」には、措置法令第29条の5第2項第1号ハ若しくはニ又は第2号ハの倉庫用建物等の容積を記載します。
 - ハ 「設備又は施設の設置状況17」には、措置法令第29条の5第2項各号に定める設備、施設等の設置状況を記載します。
 - 二 「その他参考となる事項18」には、倉庫用建物等が耐火建築物又は準耐火建築物のいずれに該当するかを記載するほか、その資産が倉庫用建物等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。
 - ホ 平8改正前措置法第48条第1項に規定する倉庫用建物等については、上記イからハまでの記載要領に準じて記載します。
- (2) 「穀物用サイロ」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「穀物用サイロの容積19」には、穀物用サイロの1基の容積を記載します。
 - ロ 「その他参考となる事項20」には、その資産が穀物用サイロに該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。